

## 堺市食べきり協力店制度

### 1 目的

この制度は、食べ残し等による食品ロスの削減に積極的に取り組む飲食店及び宿泊施設を「食べきり協力店」（以下、「協力店」という。）として認定し、広く市民に啓発することで、食品廃棄物の減量を図ることを目的とする。

### 2 登録条件

次の取組項目をひとつ以上実施していること。

取組項目	主な内容
小盛りメニュー等の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごはんの量の調節</li><li>・ 小盛りメニューの設定</li><li>・ ハーフサイズメニューの設定</li></ul>
持ち帰り希望者への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要望があった場合に、消費期限等を説明したうえで持ち帰りが可能</li><li>・ 持ち帰り可能な店内案内</li><li>・ 持ち帰り用容器(ドギーバッグ)などの提供</li></ul>
食べ残しを減らすための呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 注文受付時に適量注文の呼びかけ</li><li>・ 協力店である旨の呼びかけ</li><li>・ 宴会での食べきりの呼びかけ</li></ul>
ポスター等による啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ポスターの掲示等により、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施</li></ul>
上記以外の食品ロスを減らすための工夫	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕入れ時の工夫</li><li>・ 食品ロスや食品廃棄物量の把握</li><li>・ 食材の使いきり</li><li>・ フードシェアリングの活用</li><li>・ その他、店舗独自の食べ残しを減らすための工夫</li></ul>

### 3 登録の申請

協力店として登録しようとする事業者は、食べきり協力店登録申請書(様式第1号)を市へ提出すること。

### 4 認定

市は、登録申請書の提出があった場合、内容を審査し、登録条件を満たしていると認めるときは、協力店として登録するとともに、事業者へ食べきり協力店マーク(別紙、以下「マーク」という。)を交付する。

### 5 登録店舗の協力

協力店として登録を受けた事業者は、マークを店頭に掲示し、登録した取組を進めるとともに、市が実施する普及啓発等に協力するものとする。

## 6 消費者への情報発信

市は、協力店の取組内容について、市ホームページやチラシ等へ掲載し、市民への周知を行う。

## 7 登録内容の変更

事業者は、登録した内容に変更が生じたときは、食べきり協力店登録内容変更届（様式第2号）を市へ提出しなければならない。

## 8 登録の抹消

事業者は、取組内容が取組項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、食べきり協力店登録抹消届（様式第3号）を市へ提出しなければならない。

## 9 登録の取消

市は、協力店が登録条件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、当該登録を取り消すことができる。

## 10 マークの返納

事業者は、登録を抹消又は取消されたときは、マークを返納しなければならない。

## 11 普及啓発等への協力依頼

市が実施する普及啓発等への協力を協力店に依頼することができる。

### 附 則

この制度は平成30年12月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

1 この制度は令和元年11月5日から施行する。

（経過措置）

2 この制度の施行の際、改正前の堺市食べきり協力店制度の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市食べきり協力店制度の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

### 附 則

この制度は令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

1 この制度は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この制度の施行の際、改正前の堺市食べきり協力店制度の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市食べきり協力店制度の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市食べきり協力店登録申請書

年 月 日

堺市長 様

(申請者) 住所(所在地) 〒 -  
 氏名(名称)  
 (代表者氏名)

堺市食べきり協力店制度の規定に基づき、次のとおり食べきり協力店の登録を申請します。

〈注意〉★印の項目は、市ホームページや啓発チラシ等へ掲載させていただきますので、ご了承ください。

★店 舗 名			
★業 種 (ジャンル)  (該当項目に☑)			
★所 在 地	堺市 区	★電話番号	- -
★営 業 時 間	: ~ :	★ランチタイム	無・有 : ~ :
★定 休 日		★駐 車 場	無・有 台
★ア ク セ ス			
担当者連絡先	所属	担当者名	
	電話番号 - -	FAX番号 - -	
	E-mail		

【★取組項目】店舗で実施している取組に☑をつけてください(一つでも該当すれば申請できます)。

取組項目	内 容
<input type="checkbox"/> 小盛りメニュー等の導入	<input type="checkbox"/> ごはんの量の調節 <input type="checkbox"/> ハーフサイズメニューの設定 <input type="checkbox"/> 小盛りメニューの設定 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 持ち帰り希望者への対応	<input type="checkbox"/> 要望があった場合に、消費期限等を説明したうえで持ち帰りが可能 <input type="checkbox"/> 持ち帰り可能な店内案内 <input type="checkbox"/> 持ち帰り用容器(ドギーバッグ)などの提供 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 食べ残しを減らすための呼びかけ	<input type="checkbox"/> 注文受付時に適量注文の呼びかけ <input type="checkbox"/> 食べきり協力店である旨の呼びかけ <input type="checkbox"/> 宴会での食べきりの呼びかけ <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> ポスター等による啓発	<input type="checkbox"/> ポスターの掲示等により、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 上記以外の食品ロス減らすための工夫	<input type="checkbox"/> 仕入れ時の工夫 <input type="checkbox"/> 食品ロスや食品廃棄物量の把握 <input type="checkbox"/> 食材の使いきり <input type="checkbox"/> フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用 ※活用しているフードシェアリング ( ) <input type="checkbox"/> その他、店舗独自の食べ残しを減らすための工夫 ( )

【★お店からの一言】具体的な取組内容やPR等を記入してください。

食べきり協力店登録内容変更届

年 月 日

堺市長 様

(届出者) 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

堺市食べきり協力店制度の規定に基づき、次のとおり変更届を提出します。

**【変更内容】**

変更のあった項目のみご記入ください。

	変更前	変更後
店 舗 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
その他		

食べきり協力店登録抹消届

年 月 日

堺市長 様

(届出者) 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)

堺市食べきり協力店制度の規定に基づき、次のとおり抹消届を提出します。

**【登録抹消する店舗】**

店 舗 名	
所 在 地	

**【抹消理由】** ※差し支えない範囲でご記入ください。

( )

※食べきり協力店マークを返納してください。

